

最高裁秘書第456号

令和7年2月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

1月11日付け（同月17日受付、第060418号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

さいたま地裁熊谷支部と秩父支部間、及び神戸地裁尼崎支部と柏原支部間でトライアルとして実施されている、支部から支部に填補されている裁判官につき、どこに在庁していても、ウェブを用いることで機動的に別の庁の業務ができるという運用に関して日弁連から寄せられた意見が書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）